

# 6

# 土壤汚染対策法がよく分

## 1 特定有害物質

土壤や地下水に含まれることが原因で人の健康に被害を生ずるおそれがある有害物質として土壤汚染対策法施行令で定めた26物質のことです。第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）、第二種特定有害物質（重金属等）及び第三種特定有害物質（農薬等）があり、各物質ごとに土壤溶出量基準や土壤含有量基準等の基準値が設定されています。(23ページ「⑧関係資料」参照)。

## 2 土壤汚染状況調査等

10、11ページで説明したきっかけで行われる下表（1）～（3）の調査を土壤汚染状況調査といい、すべて環境大臣又は都道府県知事の指定する調査会社である指定調査機関によって行われなければなりません。

- (1) 使用が廃止された有害物質使用特定施設のある工場又は事業場の敷地で行われる土壤汚染の調査(法第3条第1項)、及びこの調査の義務が一時的に免除された土地の形質の変更を行う場合に行われる土壤汚染の調査(法第3条第8項)
- (2) 土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合に行われる土壤汚染の調査(法第4条第2項及び第3項)
- (3) 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地で行われる土壤汚染の調査(法第5条)

## 3 指定調査機関

土壤汚染状況調査等を行うために環境大臣又は都道府県知事によって指定された調査機関のことをいいます。指定を受けるためには、指定の基準（調査等の業務を適確かつ円滑に進めるのに必要な経済的基盤及び技術的能力を有することや欠格要件に該当しないこと）に適合する必要があります。指定調査機関については、以下の環境省ホームページから地域別などで検索することができます。

<http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html>

また、指定調査機関は土壤汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者として技術管理者を選任し、配置することが義務づけられています。技術管理者は、国家試験に合格した者であって、一定の実務経験等を有する必要があります。

## 4 要措置区域等

土壤汚染状況調査等の結果、その土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が指定基準を超えた場合には、都道府県知事等から要措置区域又は形質変更時要届出区域（これらの2つの区域を合わせて「要措置区域等」といいます。）に指定されます（12ページ「区域の指定について」参照）。

形質変更時要届出区域にあっては、土地の形質の変更の実行方法の基準が緩和される区域として、土地の汚染の状況に応じて、自然由来特例区域、埋立地特例区域及び埋立地管理区域が定められています。

# かる10の言葉

なお、形質変更時要届出区域のうち、土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針について都道府県知事等の確認を受け、土地の形質の変更ごとの事前の届出に代えて、年一回の事後の届出を行う区域として、臨海部特例区域が定められています。

## 5 汚染除去等計画

汚染除去等計画とは、要措置区域において汚染の除去等の措置を行う方法やその時期等を記載した計画書のことです。土地の所有者等（又は汚染の原因者）は、都道府県知事等に提出して確認を受けた汚染除去等計画に基づいて、汚染の除去等の措置を行わなければいけません。

都道府県知事等は、講すべき汚染の除去等の措置（指示措置）を示して、汚染除去等計画の作成を指示しますが、土地の所有者等は指示措置及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置のうちから、講じようとする措置（実施措置）を選択することができます。

土地の所有者等が汚染原因者に代わって実施措置を行った場合、その措置等に要した費用を、指示措置に要する費用の限度まで請求することができます。

## 6 台帳

都道府県知事等は、要措置区域及び形質変更時要届出区域が指定された場合又はこれらの区域指定が解除された場合、それぞれの区域の情報が記載された台帳を作成し、管理することになります。

## 7 汚染土壤

土壤汚染対策法において汚染土壤と扱われる土壤とは、要措置区域等内の土地の土壤のうち、搬出しようとする土壤の調査(法第16条第1項)によって基準に適合した土壤以外の土壤を指します。つまり、要措置区域等に指定されていない土地において、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが判明した場合であっても、その土地の土壤は、法上の汚染土壤ではありません。しかし、要措置区域等外の土地の土壤であっても汚染が判明している場合には、法に準じた取扱いをすることが望ましいため、その取扱いについては、都道府県知事等にご相談ください。



## 6 土壤汚染対策法がよく分かる10の言葉

### 8 区域の指定の解除

要措置区域等の指定は、区域に指定された際の指定の事由がなくなったときには、その指定が解除されます。要措置区域において汚染の摂取経路の遮断が行われた場合は、要措置区域の指定が解除され、形質変更時要届出区域に指定されます。形質変更時要届出区域の指定が解除されるためには、基準に適合しない土壤が区域内に存在しなくなる必要があります。したがって、土壤汚染の除去（汚染土壤そのものを取り除くことや、薬剤や微生物によって浄化を行うこと）を実施した場合に区域の指定が解除されることになります。

### 10 汚染土壤処理業

汚染土壤の処理の事業を行う場合は、都道府県知事等による汚染土壤処理業の許可が必要です。許可を得るためにには、許可の基準（汚染土壤処理施設と申請者の能力が汚染土壤の処理を適正に、かつ、継続して行うに足りるもの、欠格要件に該当しないこと）に適合する必要があります。

詳細は、以下の環境省ホームページからご覧いただけます。

<http://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html>

### 9 管理票

汚染土壤の運搬又は処理を他人に委託する場合等には、運搬又は処理等の行程を管理し、その記録の保存ができるように、管理票の使用が義務付けられています。

また、管理票は5年間の保存が義務づけられており、書面又は電磁的記録によって保存します。

詳細は、「搬出汚染土壤の管理票のしくみ」をご覧ください。

<http://www.jeas.or.jp/dojo/business/promote/booklet/04.html>

